

事務局説明資料

(適格機関投資家等特例業務届出者の状況)

平成26年10月10日(金)

金融庁監督局

「プロ向けファンド」届出者の概況①

1. 適格機関投資家等特例業務(いわゆる「プロ向けファンド」)届出者の状況

- 「プロ向けファンド」届出者の数は、金融商品取引業者全体の数を上回っている。
- 「プロ向けファンド」が、ファンド全体の販売額・運用額の6割以上を占めている。

(1)届出者数等(26年8月末)

金融商品取引業者	2,045
第一種金融商品取引業	278
第二種金融商品取引業	1,267
投資助言・代理業	1,001
投資運用業	321
「プロ向けファンド」届出者	3,031

(注)金融商品取引業者の内訳については、同一の者が複数の登録を受けている場合があり、金融商品取引業者全体の数とは一致しない。

(2)「プロ向けファンド」の販売額等(25年度)

	集団投資スキーム全体	うちプロ向けファンド	割合
販売本数	2,758本	620本	22.5%
販売額合計	1兆4,394億円	9,515億円	66.1%
運用本数	3,912本	2,046本	52.3%
運用財産額合計	13兆7,557億円	8兆8,097億円	64.0%

(注)販売本数・販売額合計は25年度、運用本数・運用財産額合計は25年度末。

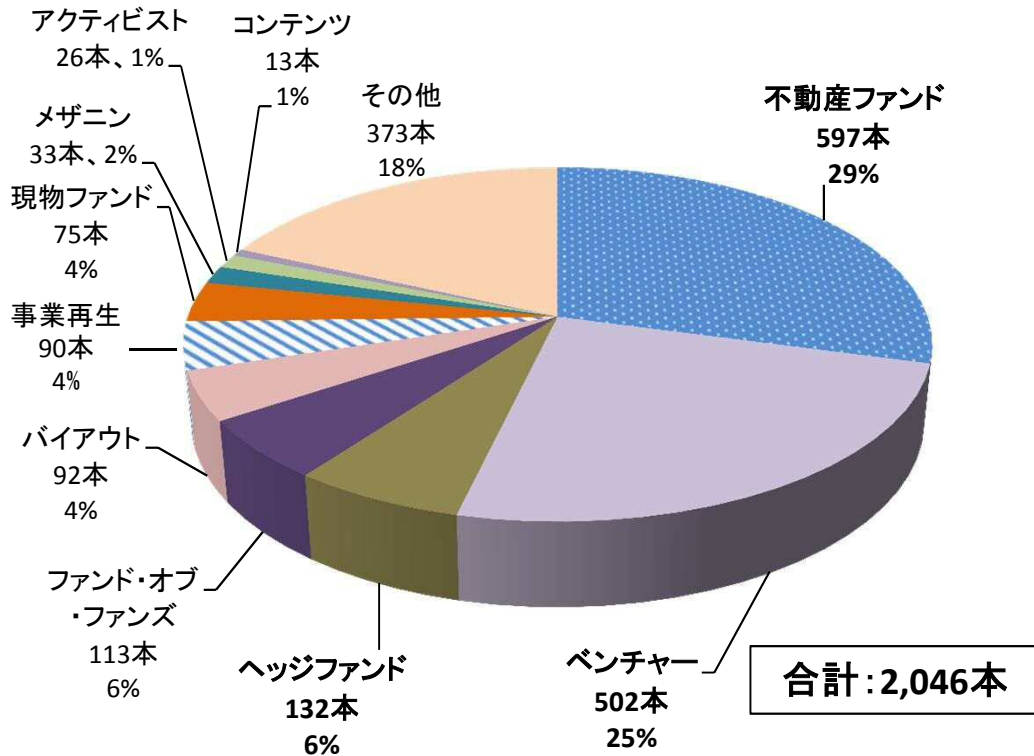
(出所)金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。
(「ファンドモニタリング調査」の調査対象業者は国内業者のみ)

「プロ向けファンド」届出者の概況②

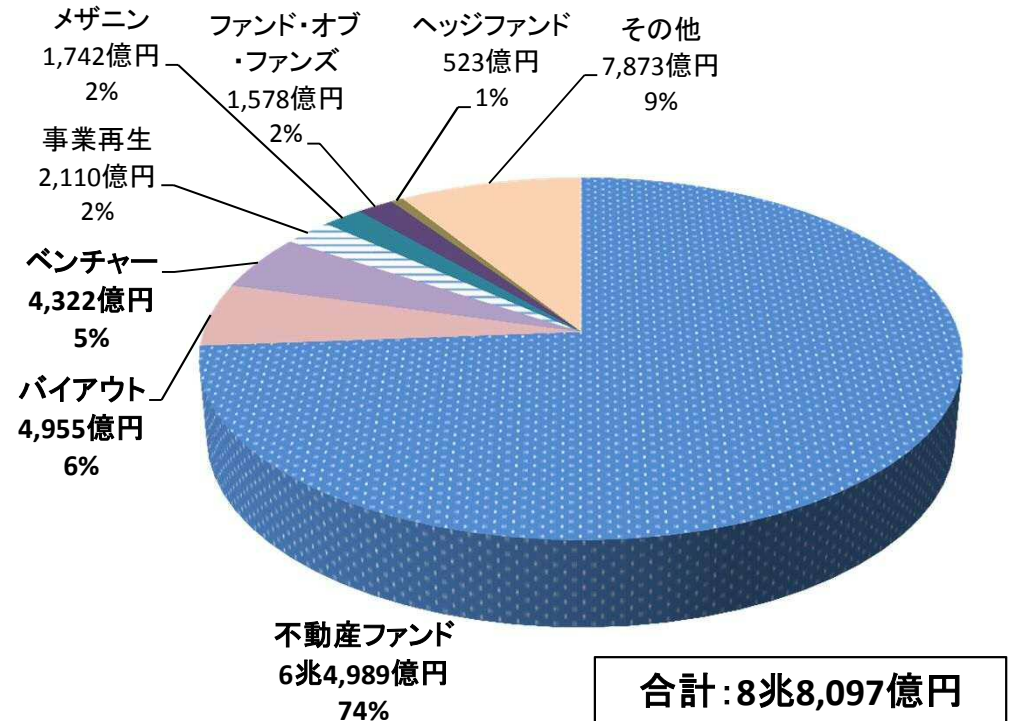
2. 「プロ向けファンド」の商品分類別運用状況(25年度)

- ファンド数では、不動産ファンドが3割程度、ベンチャーが2割5分程度を占めている。
- 運用財産額では、不動産ファンドが7割強を占めており、バイアウト、ベンチャー等が続く。

(1) ファンド数ベース



(2) 運用財産額ベース



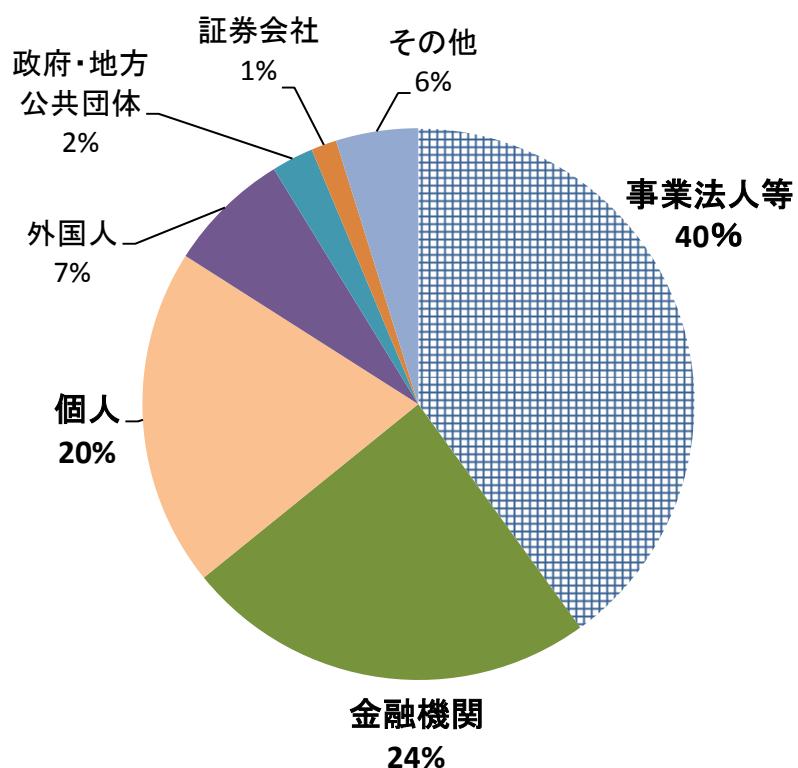
(出所) 金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。
 (「ファンドモニタリング調査」の調査対象業者は国内業者のみ)

「プロ向けファンド」届出者の概況③

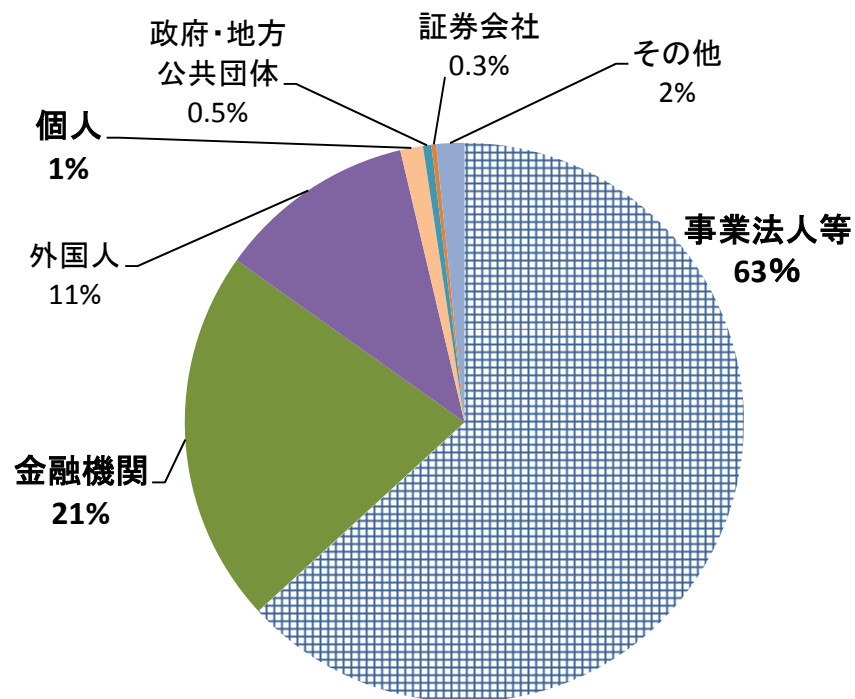
3. 「プロ向けファンド」の出資者の属性(25年度)

- 「プロ向けファンド」への出資の大半は事業法人・金融機関等。
- 主たる出資者が個人であるファンドも2割程度あるが、出資額としては1%程度。

(1) ファンド数ベース



(2) 運用財産額ベース



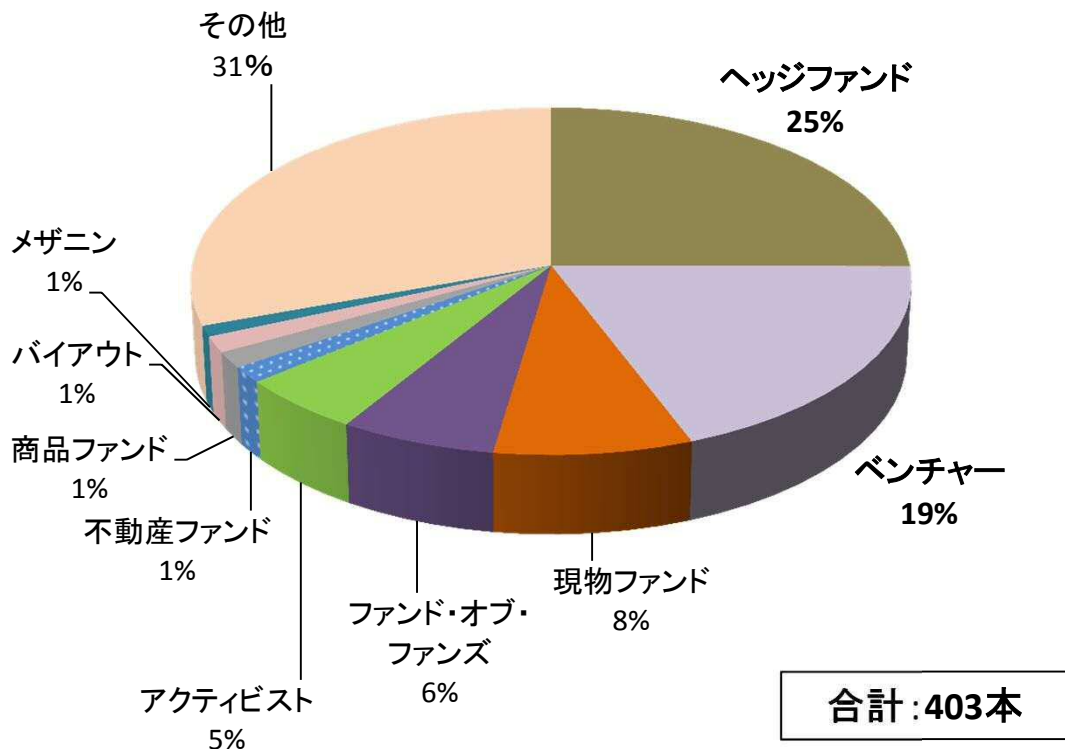
(注)各ファンドの主たる出資者の属性による分類。
(出所)金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。
(「ファンドモニタリング調査」の調査対象業者は国内業者のみ)

「プロ向けファンド」届出者の概況④

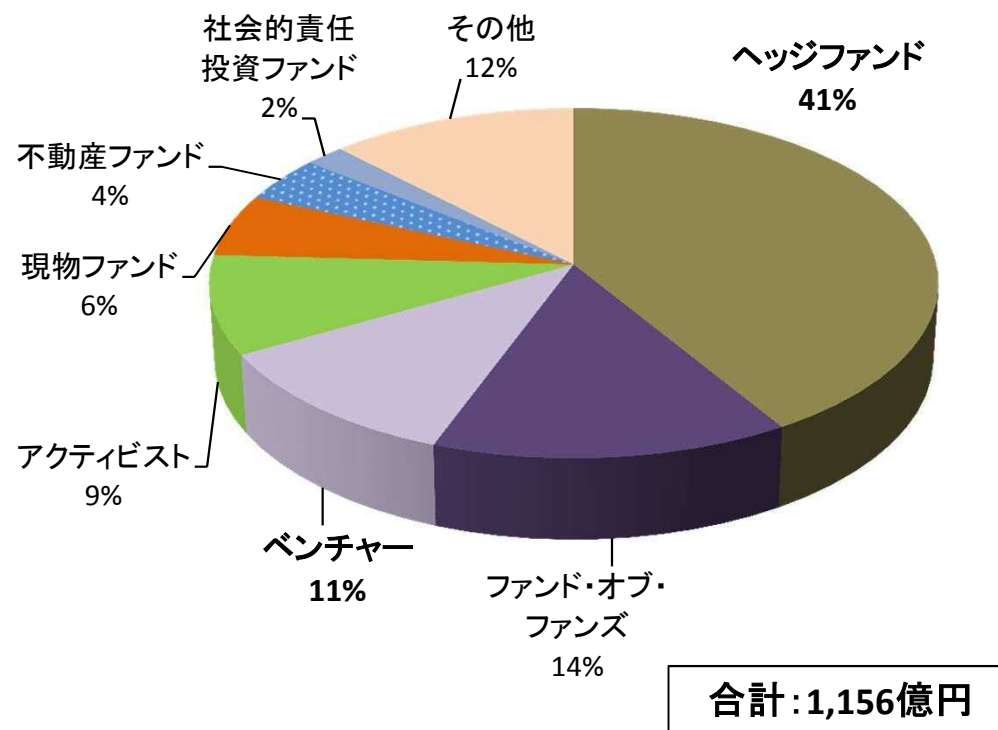
4. 主たる出資者が個人である「プロ向けファンド」の商品分類

○ 主たる出資者が個人である「プロ向けファンド」では、ヘッジファンドやベンチャーファンドが上位を占める。

(1) ファンド数ベース



(2) 運用財産額ベース



(出所) 金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。
(「ファンドモニタリング調査」の調査対象業者は国内業者のみ)

悪質な「プロ向けファンド」届出者への対応①

- 金融商品取引法違反行為等が認められた「プロ向けファンド」届出者に対しては、警告書を発出し、届出者の名称、所在地、当該違反行為等を金融庁・各財務(支)局ウェブサイトで公表。
- 警告書を発出した届出者については、警察当局等に対して情報提供。
- 警告書を発出した届出者、報告命令に応じない届出者、連絡がとれない届出者等、問題のある届出者については、一般の届出者リストから削除し、「問題があると認められた届出業者リスト」に掲載し、金融庁ウェブサイトで公表。
- 届出者に対する立入検査等を実施し、問題点があれば指摘を行い、また、緊急の必要がある場合、裁判所への金融商品取引法違反行為等の禁止又は停止命令の申立て(金融商品取引法第192条第1項)を実施。

悪質な「プロ向けファンド」届出者への対応②

【警告書を発出した主な事案】

(1) 無登録

- 適格機関投資家からの出資を受けず、自己募集業務、自己運用業務を行っていたもの。
- 49名を超える一般投資家への自己募集業務を行っていたもの。

(2) 虚偽告知等

- 出資勧誘にあたり、投資対象を偽って説明するなど、顧客に対し、虚偽を告知していたもの。
- 出資金を運用する意図がなく、また運用した事実もないにもかかわらず、出資勧誘にあたり、出資金を運用するとの虚偽を告知していたもの。
- 実際とは異なる運用実績を記載した運用報告書を交付するなど、顧客に対し、虚偽の運用実績を告知していたもの。
- 出資金を、出資契約に基づき運用せず、当該契約とは異なる投資対象への投資、ファンドと無関係の会社経費、私費、他の顧客への配当・償還に流用していたもの。
- 顧客の出資状況を把握するための客観的資料を保管せず、ファンドの清算手続において、運用委託先の運用状況を把握していないもの。

「プロ向けファンド」届出者数等の推移 ①

- 届出者数は、3,000程度で推移。
- 問題リスト掲載業者数、警告書発出業者数は増加傾向。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 ※1	総数
届出者数 ※2	2,785	3,218	3,017	3,022	3,031	
問題リスト掲載業者数 ※3	98	256	533	520	527	
警告書発出業者数 ※4	6	12	22	29	8	77
無登録	6	9	3	18	2	38
虚偽告知等	—	3	20	12	7	42
裁判所への申立業者数	0	4	1	1	1	7

※1 8月末現在。

※2 各年度末現在。

※3 「問題があると認められた届出業者リスト」に掲載されている届出者数。

※4 同一の業者に対して複数の内容で警告書を発出している場合があり、「警告書発出業者数」と内訳の合計数は一致しない。

「プロ向けファンド」届出者数等の推移 ②

○ 問題リスト掲載業者は全体の2割弱にまで上っている。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 ※1
届出者数 (A) ※2	2,785	3,218	3,017	3,022	3,031
問題リスト掲載業者数 (B) ※3	98	256	533	520	527
警告書発出	6	12	21	48	52
報告命令に応じない	47	169	346	392	401
連絡がとれない	46	78	186	278	278
届出書提出義務違反 ※4	—	—	438	325	321
問題リスト掲載業者数の割合 (B/A)	3.5%	8.0%	17.7%	17.2%	17.4%

※1 8月末現在。

※2 各年度末現在。

※3 同一の業者が複数の内容で問題リストに掲載されている場合があり、「問題リスト掲載業者数」と内訳の合計数は一致しない。

※4 平成24年4月に提出が義務付けられたファンドの名称や適格機関投資家の名称等を記載した届出書の不提出。

(参考資料①) 警告書発出業者リスト(無登録)

※金融庁ウェブサイト公表資料より抜粋

無登録で金融商品取引業を行う者等の名称等について (警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業務届出者)

<p>○ご覧いただく場合の留意事項</p> <p>・掲載されている無登録業者は、警告書の発出を行った時点で無登録営業を行っていることが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、無登録営業に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。</p> <p>・掲載されている無登録業者について、必ずしも、現在の無登録営業の状況を示すものではありません。また、その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。</p>				
---	--	--	--	--

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	金融商品取引業の内容等	備考	掲載時期
渡邊 和彦	兵庫県尼崎市	無登録で出資持分の取得勧誘を行っていた。また、無登録で出資金を外国為替証拠金取引等により運用していた。	近畿財務局の検査により認められた。 なお、検査においては、虚偽の変更届出書の提出が認められた。	平成26年9月
合同会社マイティ 代表社員 原定雄	東京都港区赤坂2-8-11 真要ビル5階	適格機関投資家からの出資を受けず、自己募集業務を行っていた。	平成24年10月に発出した報告徴取命令に対する虚偽報告が認められた。	平成26年8月

(中略)

※1 平成22年1月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や金融商品取引業の内容等については、平成24年3月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

(参考資料②) 警告書発出業者リスト(虚偽告知等)

※金融庁ウェブサイト公表資料より抜粋

虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業務届出者の名称等について

○ご覧いただく場合の留意事項

・掲載されている適格機関投資家等特例業者は、警告書の発出を行った時点で虚偽の告知等を行っていたことが確認できた者に限られています。そのため、掲載されていない者であっても、虚偽の告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。

・掲載されている適格機関投資家等特例業者について、必ずしも、現在の状況を示すものではありません。その名称及び所在地等についても、現時点のものでない場合があります。

商号、名称又は氏名等	所在地又は住所	法令違反行為の内容等	備考	掲載時期
合同会社マイティ 代表社員 原 定雄	東京都港区赤坂2-8-11 真 要ビル5階	・出資対象事業収益から配当を行うとして いるところ、収益が出ていないにもか かわらず配当を実施していた。	平成24年10月に発出した 報告徴取命令に対する虚 偽報告が認められた。	平成26年8月
株式会社アライドインベ ストメント 代表取締役 勝井 直人	東京都中央区日本橋蛸殻町2- 8-7 田口ビル3階	・出資者の出資金をファンドの運用やこ れに関連する費用と関係のない会社経 費に流用していた。 ・ファンドの運用報告書に関し、顧客に 対して、実際とは異なる虚偽の運用実 績を記載し、交付していた。		平成26年7月

(中略)

※1 平成23年9月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

※2 代表者等の氏名や法令違反行為の内容等については、平成24年6月以降に警告書を発出したものについて掲載している。

(参考資料③) 問題があると認められた届出業者リスト

※金融庁ウェブサイト公表資料より抜粋

問題があると認められた届出業者リスト

【備考欄に関する補足説明】

- ・「※警告書を出しました。」と記載されている業者につきましては、カッコ内に記載した行為が認められた業者です。なお、その旨を記載されていない者であっても、無登録営業や虚偽告知等に該当する行為を行っていることがあり得ますのでご注意ください。
- ・「※報告命令に応じません。」と記載されている業者につきましては、金融商品取引法等の規定に基づく報告命令(ファンドモニタリング調査表等の提出)に応じておりませんので、お知らせします。
- ・「※連絡がとれません。」と記載されている業者につきましては、当局に届出を行っているものの、連絡がとれず、その営業所を確知できていないので、お知らせします。
- ・「※届出書(第8面)提出義務違反」と記載されている業者につきましては、平成24年4月に提出が義務付けられたファンド(集団投資スキーム)の名称や当該ファンドの持分を取得する適格機関投資家の商号、名称又は氏名を記載した届出(届出書(第8面))を提出しておりませんので、お知らせします。

(平成26年9月26日現在)

届出者名	管轄財務局	届出根拠法第63条	届出根拠法附則第48条	届出日法第63条	届出日法附則第48条	備考
株式会社アーバン	関東財務局	○		H22.10.15		※報告命令に応じません。 ※連絡がとれません。 ※届出書(第8面)提出義務違反
株式会社アーバンスタージャパン	関東財務局	○		H23.7.13		※報告命令に応じません。
有限責任中間法人アールエフ	関東財務局		○		H19.12.4	※報告命令に応じません。
合同会社アールエフ・ツー	関東財務局		○		H19.12.4	※報告命令に応じません。 ※連絡がとれません。
株式会社アール・オー・イー	関東財務局	○		H24.8.20		※警告書(虚偽告知等)を出しました。
RJT合同会社	関東財務局	○		H22.11.2		※報告命令に応じません。
株式会社アール・ビー・インベストメント・アンド・コンサルティング	関東財務局	○	○	H20.1.10	H20.1.10	※警告書(虚偽告知)を出しました。 ※報告命令に応じません。 ※連絡がとれません。 ※届出書(第8面)提出義務違反
R1サーチ株式会社	関東財務局	○		H23.1.5		※報告命令に応じません。 ※連絡がとれません。 ※届出書(第8面)提出義務違反
株式会社IAGトラスト	関東財務局	○		H21.3.19		※報告命令に応じません。 ※連絡がとれません。 ※届出書(第8面)提出義務違反
ISインベストメント・アドバイザー株式会社	関東財務局	○		H19.12.5		※報告命令に応じません。 ※連絡がとれません。 ※届出書(第8面)提出義務違反
合同会社IS・フロンティア・ファンド1号	関東財務局	○		H20.3.24		※警告書(無登録)を出しました。 ※報告命令に応じません。
合同会社IS・フロンティア・ファンド2号	関東財務局	○		H20.5.22		※警告書(無登録)を出しました。 ※報告命令に応じません。
アイ・エヌ・シー・ジェイ水2号株式会社	関東財務局	○		H22.10.28		※報告命令に応じません。
ING Solution合同会社	関東財務局	○		H24.3.30		※報告命令に応じません。
株式会社アイ・エフ・エム	関東財務局		○		H20.3.13	※報告命令に応じません。 ※連絡がとれません。

(以下略)